



2015年2月3日

各 位

会 社 名 テルモ株式会社
代表者名 代表取締役社長 新宅 祐太郎
(コード番号 4543 東証第一部)
問合せ先 広報室長 丸田 正行
(TEL. 03-6742-8550)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成27年2月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上を図るため

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 1,000千株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.26%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 30億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 平成27年2月4日～平成27年3月31日 |

(ご参考) 平成26年12月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	379,745,346株
自己株式数	15,174株

以 上